

議会議案第7号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記意見書案を別紙のとおり安中市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年12月14日提出

提出者	安中市議会議員	柳沢浩之
賛成者	安中市議会議員	今井敏博
	同	武者葉子
	同	金井久男
	同	櫻井喜久江
	同	小林訂史

安中市議会議長 壘次雄様

## 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。また、教員採用試験の倍率が過去最低を更新し、時代の変化に合わせた教育の転換を進めるためにも、人材の「教員離れ」に歯止めをかける必要があります。先生のみならず手不足への早期対応も必要不可欠です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1への復元を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月 日

安中市議会議長 壘 次雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣